



- ・借家住まいの父親、母親、長男、長女の4人家族。長男は国立大学の学生、長女は小学生。
- ・学校の臨時休業に伴う長女の世話のため、母親が個人契約した仕事が10日間できず。
- ・その後、父親の勤務先が休業し収入が大幅減少。

■受け取れる支援

一覧	事業名	対象	概要	受け取れる額
1	特別定額給付金【国】	全員	・1人につき10万円（×4人で計40万円）	400,000円
3	住居確保給付金【国】	父親	・支給上限額：家賃相当額37,700円/月（3～5人世帯） ※県内町村の場合 ・支給期間：原則3か月（37,700円×3か月=113,100円）	113,100円 （上限額とした場合）
5	子育て世帯への臨時特別給付金【国】	長女	・対象児童1名につき1万円（小学生の子1人で1万円）	10,000円
6	小学校休業等対応支援金【国】	母親	・就業できなかった日につき1日当たり4,100円 （4,100円×10日分=41,000円）	41,000円
小 計				Ⓐ 564,100円

■借りられる支援

一覧	事業名	対象	概要	借りられる額
2	生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】 （緊急小口資金）	父親	・貸付上限額：20万円以内（無利子・保証人不要） ・償還期間：2年以内（据置期間：1年）	Ⓑ 200,000円 （上限額とした場合）

■減免・猶予される支援

一覧	事業名	対象	概要
9	国立大学等の授業料減免【国】	長男	・家計の急変後の所得（見込み）で所得基準を判断し各大学が独自に減免を実施 （国は大学が行う減免を運営費交付金で支援）
12 14	納税猶予の特例【国・県】		・所得税（国）や自動車税（県）について無担保かつ延滞金なしで納税を1年間猶予

支援を受けられる総額（Ⓐ＋Ⓑ）

764,100円